



2018年8月8日

各 位

会 社 名： サンデンホールディングス株式会社
代表者名： 代表取締役 社長執行役員 神田 金栄
(コード番号：6444 東証第一部)
問合せ先： 執行役員 総務人事本部長 丸山 慎治
T E L (03) 5209-3296

第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分要領

(1) 払込期日	2018年8月29日
(2) 処分株式の種類および数	普通株式 156,000株
(3) 処分価額	1株につき1,499円
(4) 処分価額の総額	233,844,000円
(5) 処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬B I P信託口)
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。

2. 処分の目的および理由

当社は、当社の取締役ならびに当社と委任契約を締結している執行役員および参与（海外居住者、社外取締役および非常勤取締役を除く。以下「取締役等」という。）を対象に、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、2018年6月21日開催の株主総会において役員報酬B I P信託（以下「B I P信託」という。）の継続に関する議案の承認を受けております。

B I P信託の概要については、2018年5月18日付で公表いたしました「役員向け業績連動型株式報酬制度の継続および一部改定に関するお知らせ」をご参照ください。

本自己株式処分は、B I P信託の継続に伴い、当社が三菱UFJ信託銀行株式会社との間で締結する役員報酬B I P信託契約（以下「本信託契約」といい、本信託契約に基づき設定される信託を「本信託」という。）の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口）に対し、第三者割当による自己株式の処分を行うものであります。

処分株式数につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に取締役等に交付を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数（自己株式を除く。2018年3月31日現在）に対する割合は約0.6%と小規模なものです。

本自己株式処分により割り当てられた当社株式は株式交付規程に従い取締役等に交付されるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、株式市場への影響は軽微であり、処分数量および希薄化の規模は合理的であると判断しております。

本信託契約の概要

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	当社の取締役等に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
受益者	取締役等を退任した者のうち受益者要件を充足する者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
信託契約日	2018年8月27日（予定）
信託の期間	2018年8月27日～2021年8月末日（予定）
制度開始日	2018年9月1日（予定）
議決権行使	行使しないものとします。

3. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため本自己株式処分に係る取締役会決議の直前3か月間（2018年5月8日から2018年8月7日）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社株式の終値の平均値である1,499円（円未満切捨て）としております。取締役会決議の直前3か月間の当社株式の終値の平均値を採用することにいたしましたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、株価変動の影響などを排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

また、当該価額は東京証券取引所における当該取締役会決議の前営業日（2018年8月7日）の当社株式の終値である1,499円と同額であり、当該取締役会決議の直前1か月間（2018年7月9日から2018年8月7日）の終値の平均値である1,403円（円未満切捨て）に106.84%（プレミアム率6.84%）を乗じた額であり、同直前6か月間（2018年2月8日から2018年8月7日）の終値の平均値である1,540円（円未満切捨て）に97.34%（ディスカウント率2.66%）を乗じた額であり、特に有利な処分価額には該当しないものと判断いたしました。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役4名（うち3名は社外監査役）が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続

本件の株式の希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

以 上